

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休するときは、その翌日)

目 次

◆告 示

鳥獣保護区の設定

鳥獣保護区特別保護地区の指定

休獵区の設定

告 示

鳥取県告示第千九十一号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥獣保 護区	水ノ山	鳥獣保 護区	名称	区 域	存続期間	面 積
鳥取県	八頭郡若桜町大字若荷谷地内の県道村岡若桜線の上でみ橋を起点とし、同所から同県道を北東に進み、林道春米桑ヶ仙線に至り、同林道を南東及び北方に進み、鳥取県	芦津 鳥獣保 護区	芦津	八頭郡智頭町大字芦津に所在する国有林 鳥取事業区冲ノ山国有林五九林班の南西端 が北股川と接する地点を起点とし、同所から同国有林と民有林との境界を北東に進み、 八頭森林計画区の智頭町に係る一六六林班 と一六九林班との境界に至り、同境界を北 東に進み、智頭町大字芦津と同町大字八河 谷との境界に至り、同境界を北東に進み、 智頭町と若桜町との境界に至り、同境界を 南東及び南方に進み、鳥取県と岡山県との 境界に至り、同境界を南西に進み、国有林 鳥取事業区沖ノ山国有林と民有林との境界 に至り、同境界を北西に進み、同国有林六 〇林班の北西端が北股川と接する地点に至 り、同所から北股川を西方に進み、起点に至 る線に囲まれた一円の地域	昭和五十七年十 月一日から昭 和六十七年十月 三十一日まで	二、四〇七 ヘクタール
	二、二八五 ヘクタール					

扇ノ山 鳥獣保護区	岩美郡と八頭郡との境界線と鳥取県と兵庫県との境界線との交差する地点を起点として、同所から岩美郡と八頭郡との境界を南西に進み、国有林鳥取事業区扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、さらに同事業区水ノ山国有林と民有林との境界を北西及び北東に進み、おでみ谷の本谷に至り、同谷を北西に下り起点に至る線に囲まれた一円の地域
--------------	---

昭和五十七年十一月一日から昭和六十七年十月三十日まで  
二、四七〇  
ヘクタール

み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第千九十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十一条において準用する同規則第二十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

地区	名称	区 域	存 続 期 間	面 積
芦津 鳥獣保護区特 別保護	国有林鳥取事業区五九林班並びに八頭森林班と一〇三林班との境界に至り、同境界を北西に進み、さらによく町道を北西に進み、九八林班から一七〇林班までの区域	林計画区の智頭町に係る一六八林班から一三一林班までの区域	昭和五十七年十一月一日から昭和六十七年十月三十日まで	二六五ヘクタール

## 鳥取県告示第十九十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

休猟区	細見	名称	区域	期間	面積	
					昭和五十七年十一月一日から昭和六十一年十月三十一日まで	一、三〇五ヘクタール
氣高休猟区	氣高郡氣高町大字浜村地内の国道九号と 県道郡家鹿野氣高線との交差点を起点とし、 同所から同県道を南方に進み、氣高町と鹿 野町との境界に至り、同境界を南方に進み、 町道逢坂勝谷線に至り、同町道を西方に進	鳥取市野坂地内の農免道路高草線と県道 河内鳥取線との交差点を起点とし、同所か ら同県道を南西に進み、林道鳥取中央線に 至り、同林道を北西に進み、県道矢矯松原 線に至り、同県道を北東に進み、市道高住 吉岡線に至り、同市道を東方に進み、農免 道路高草線に至り、同農免道路を東方に進 み起点に至る線に囲まれた一円の地域	鳥取市野坂地内の農免道路高草線と県道 河内鳥取線との交差点を起点とし、同所か ら同県道を南西に進み、林道鳥取中央線に 至り、同林道を北西に進み、県道矢矯松原 線に至り、同県道を北東に進み、市道高住 吉岡線に至り、同市道を東方に進み、農免 道路高草線に至り、同農免道路を東方に進 み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十七年十一月一日から昭和六十一年十月三十一日まで	一、三〇五 ヘクタール	一、三〇五 ヘクタール
休猟区	一、二五〇 ヘクタール	一、二五〇 ヘクタール	一、二五〇 ヘクタール	昭和五十七年十一月一日から昭和六十一年十月三十一日まで	一、二五〇 ヘクタール	一、二五〇 ヘクタール

休猟区	赤波社	山東休	八頭郡用瀬町大字鷹狩地内の国道五三号 と県道鷹狩板井原線との交差点を起点とし、 同所から同県道を南東に進み、町道板井原 線に至り、同町道を南方に進み、用瀬町と 智頭町との境界に至り、同境界を南西に進 み、国道五三号に至り、同国道を北西に進	昭和五十七年十一月一日から昭和六十一年十月三十一日まで	至る線に囲まれた一円の地域	
					姫路	休猟区
休猟区	一、五〇〇 ヘクタール	一、五〇〇 ヘクタール	一、五〇〇 ヘクタール	昭和五十七年十一月一日から昭和六十一年十月三十一日まで	一、五〇〇 ヘクタール	一、五〇〇 ヘクタール
休猟区	一、五〇〇 ヘクタール	一、五〇〇 ヘクタール	一、五〇〇 ヘクタール	昭和五十七年十一月一日から昭和六十一年十月三十一日まで	一、五〇〇 ヘクタール	一、五〇〇 ヘクタール

諸鹿休獵区	み起点に至る線に閉まれた一円の地域	
大字諸鹿の国有林を除く全域	八頭郡若桜町大字来見野の全域及び同町	
高尾休獵区	倉吉市下福田地内の県道倉吉赤崎中山線と県道上大立大栄線との交差点を起点とし、同所から県道倉吉赤崎中山線を西方及び北東に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北東に進み、県道法万大栄線に至り、同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に閉まれた一円の地域	昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで
中ノ谷休獵区	東伯郡三朝町大字大瀬地内の県道鳥取鹿野倉吉線と県道木本泉大瀬線との交差点を起点とし、同所から県道鳥取鹿野倉吉線を東方に進み、県道三朝中線に至り、同県道を南東に進み、町道新西小鹿線に至り、同町道を南方に進み、県道三朝温泉木地山線に至り、同県道を北西に進み、県道木地山倉吉線に至り、同県道を北西に進み、県道木本泉大瀬線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に閉まれた一円の地域	昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで
		二、八二九 ヘクタール

会見休獵区	西伯郡会見町天万地内の県道溝口伯太線と県道米子岸本線との交差点を起点とし、町道諸木鶴田線に至り、同町道を南東に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を南東に進み、西伯郡と日野郡との境界に至り、同境界を南西に進み、会見町大谷から溝口町三部に通じる山道(通称大谷三部越山道)に至り、同山道を北西に進み、農道大谷線に至り、同農道を北方に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に閉まれた一円の地域	昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十日まで
豊栄休獵区	日野郡日南町宮内地内の国道一八三号と町道井原虫祭線との交差点を起点とし、同所から同町道を南東に進み、同町道の終点に至り、同所から日南町井原に通ずる山道を南方に進み、町道宗金井原線に至り、同町道を南東に進み、県道猪子原上石見停車場線に至り、同県道を南西に進み、県道新見多里線に至り、同県道を南西に進み、日南町豊栄と同町湯河との境界に至り、同境界を北方及び西方に進み、稲積山山頂に至り、同所から日南町湯河と同町河上との境界を北方に進み、国道一八三号に至り、同	昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで
		一、〇四八 ヘクタール

荒田 休獵区	国道を北東に進み起点に至る線に開まれた 一円の地域	上菅 休獵区	日南町と日野町との境界線と国道一八三 号との交差する地点を起点とし、同所から 同国道を北東に進み、県道上石見黒坂停車 線に至り、同県道を南西に進み、日野町と 日南町との境界に至り、同境界を南西及び 北西に進み起点に至る線に開まれた一円の 地域	昭和五十七年十一月一日から昭 和六十年十月三十日まで	一、三八五 ヘクタール
			江府町と日野町との境界線と国道一八一 号との交差する地点を起点とし、同所から 同国道を北東に進み、県道上徳山俣野江府 線に至り、同県道を南東に進み、江府町大 字武庫と同町大字俣野との境界に至り、同 境界を南東に進み、鳥取県と岡山県との境 界に至り、同境界を南西に進み、江府町と 日野町との境界に至り、同境界を西方及び 北西に進み起点に至る線に開まれた一円の 地域	昭和五十七年十一月一日から昭 和六十年十月三十日まで	九九六ヘク タール